

厚生文教委員会会議録

平成21年1月26日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:45

○ 委員長

おはようございます。ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

「教育・子育て環境について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 八児委員

教育・子育て。おはようございます。ほんとに新年早々ご苦労さまでございます。

私のほうから、ちょっとばたばたではございますけども、昨日の新聞ですか、西日本新聞に載っておりましたけども、桂川町が妊婦健診の無料化に踏み切るということで、新聞報道になっておりました。

飯塚市の方針についてお尋ねをしたいと思います。

飯塚市について、どのような考え方で妊婦健診無料化にされるのかどうか、はっきりお答え願いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 健康増進課長

妊婦健診につきましては、昨年度まで3回無料健診を実施いたしておりまして、20年度から——今年度から5回まで無料ということで実施いたしております。

近ごろ、国の生活者対策ということで、平成22年度までの間、14回まで実施したいということで、その間、今までの平均の5回以上を超える分、9回分につきましては、国庫補助2分の1、地方財政措置——地方交付税措置になりますけれども、これ2分の1により支援いたします、というような内容で上がってきております。

本市といたしまして、ある程度、先々までのめどが立つというような内容でございましたらいいんですけども、国の方針として2年間、その間、実施状況を踏まえて、その後の政策をまた展開するというような状況でございまして、2年後につきましては、どのような措置になるかは不明でございます。本市といたしましても、非常に財政状況が厳しい状況でございまして、本市といたしましては、現状のとおり5回で実施させていただきたいと考えております。

○ 八児委員

ほんとに御苦労さんで、本年度は5回に——本当に5回の無料健診をしていただいております。国の方針が無料化を打ち出して、無料化ちゅうことは、国が全部面倒を見るというふうなことになると思いますけども、これが2年間の財政措置しかないという形の中で、しかし、国が、こういった一たん方針を打ち出して、たった2年間で打ち切るというのはいかがなものかと、また、私どもは、国の方針についてはわからないところがございまして、やはり飯塚市として、本当に定住化促進なり何なり、本当に、その計画の中で13万3千人を打ち出して、やはり子育て、これが10年後、20年後、30年後に大きな礎になってくるとは思うんでございます。

その中で、飯塚市が簡単なことでたった2年間しか措置がないのだというふうな話を、どのような形で国のほうにしっかりと、そういうものに対して取り組みをされておるのか、ちょっと、この辺についてもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○ 健康増進課長

国に対するといいましょうか、財政的な面になってまいります。14回分全部実施いたしますと、本市の試算としては約1億600万円ほど必要になってまいります。

現状で言いますと4,100万円程度でございまして、その差額の6,500万円というのが今回の国の措置ということになってまいります、やはり、この間、この金額が、2年後ど

のような形でされるかというのが不透明な状況では、市としても、非常に事業自体が実施しにくい状況でございますので、御了解方よろしくお願いいたします。

○ 八児委員

その点については、確かに、多額の財政措置が必要ということは十分わかりますけども、よく考えてくださいよ、ここ飯塚市です。今の総理大臣は、麻生総理は地元でございます。そこに、国の方針を訴え、まして、厚生大臣榊添さんも北九州小倉出身という、本当に国のそうそうたる第一、そういうふうな方々が打ち出しをして、簡単に、そういうふうなことがたった2年間でやめてしまうというふうなことがあるのであろうかというふうなことについて、しっかりと我々は見届けていくというか、きちんとそこらについて対応についてどのような形でやられるのか、しっかりとやっぱし見ていただいに行かなきゃいけないんじゃないかと思えます。ほんとに飯塚市が、やはり定住化促進で御苦勞されておりますけれども、なかなか簡単には人はふえない、または、ほんとに現在の不況で、自動車産業もまた大変な厳しい条件になっておると、その中でやはり大事なことは将来を支えていける、そういう子ども、人口がふえるということが一番大事なことやないかとは思います。

そういう面で、しっかりと、これについてはやっぱ地に足つけた方針で頑張っていくしかないんじゃないかと思えますので、そこら辺、しっかりとした取り組みをお願いし、要望させていただいて、この質問については終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 楡井委員

初めに、学校給食のことについて若干お尋ねいたします。

最近、給食審議会等で審議されて、学校給食の値上げが答申されるような方向だというふうに聞いております。それで、まず、滞納問題からちょっとお聞きしたいんですが、後ほど報告事項にもありますが、滞納、一掃で努力をされている過程で、こういう事故が起こったということですけども、この滞納状況の現状、推移、それから、この間、こういう努力をされてどのくらいの金額が克服できたのかについて、まず、その点からお願いします。

○ 学校給食課長

このたび、不祥事を起こしまして、大変申しわけありませんでした。ここに深くおわび申しあげます。

ただいま12月17日から一応滞納整理を行いまして、その間、事件を起こす前まで3日間実施を行いました。その間で約38万5千円の収入を得ております。

まだ滞納整理につきましては今行っているところで、19年度における、20年5月31日現在ですけど、小学校につきましては、未収額が約570万円、未納者につきましては344人、中学校につきましては337万円近くが滞納金額として残っており、かいた幼稚園につきましても若干滞納がありまして、約916万円の20年5月末現在で滞納額が残っております。

その解消の中に、今前段で申しました38万5千円、それと、プラス毎月行っています徴収活動におきましては、滞納整理は一応行っておりますが、まだすべての未納解消までにはつながっておりません。

○ 教育部長

私のほうから補足説明をさせていただきます。

大体年間の徴収率、学校給食費が4億円程度でございます。その中で、大体において98%ぐらいが納入されて、大体2%ぐらいが残ってきておる、つまり、800万円程度がずっと残ってきておったという状況がでございます。その中で、累積の滞納額が約4千万円程度、今現在残っております。その解消のために、19年度からでございますけれども、毎月月末あたりには、

滞納の整理をやっていったということでございます。

先ほど、ほんとに申しわけない事件を起こしておりますけれども、これについては、また後ほどは報告させていただきますけれども、特に、今回、料金の改定等とか、いろんな面もございまして、やはり子どもさんたちの給食費でございますけれども、当然、給食課といたしましては、100%納入していただくということを目標に掲げまして、滞納整理を現在行っている状況でございますので、そこらあたりにつきましては、今後滞納、法的な措置も加えまして、滞納額の減少というのは、当然見込まれてくるというふうに考えております。

○ 楡井委員

平成19年の決算を審査したときに、給食費と、それから、賄い費との差が出ていたと、その関係だけで見れば黒字だったというふうに記憶しておりますけれども、その金額を教えてください。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:09

再開 10:12

では、再開いたします。

○ 教育部長

御質問の件ですが、きょう、細かい数字を持ってきておりませんので、概算でお話をしたいと思います。

19年度の徴収率が97.9、約、先ほど言いましたように2%ぐらい残っております。ことしの見込みは、基本的には98.5程度見込んだ上で、それよりも上ということで一生懸命やっておる状況でございます。

基本的に、先ほど言いました19年度の賄費黒字ということをおっしゃってありますが、給食費には繰越金がございますので、それは給食費でございますから、それを補って出しておるといふ状況があるということで御承知願いたいと思います。

○ 楡井委員

19年度の給食賄い費と給食費との関係は、たしか1,230万円ほどの黒字だったんじゃないかと思っております。

それでは、20年度の、そういう差し引きの黒、赤関係はどうですか。

○ 教育部長

黒字ということではございません。合併当初から、給食費の繰越金というものが、給食費の中でございましたので、先ほど言いましたように、賄い費、いわゆる給食費そのものについては約800万円程度の赤が出ておりますので、それに対して、もともと公会計になる前にあった繰越金、これを充てとったということでございます。

ですから、ことしの予算額でも1,200万円の繰越額を充てておりますけれども、これが基本的に800万円、単純に言って去年と同等でありましたら800万円程度出る予定になっておりますので、そうしますと、そのお金が400万円になるということです。

ただし、過年度分の徴収をやってきておりますので、その分が、また繰越金として入ってくるということになりますので、御了解願いたいと思います。

○ 楡井委員

それでは、値上げを検討されて、答申も近々受けられるというような状況ですが、検討委員会、審議会の資料等ありますので、その資料等に基づいて、どのくらいぐらい、この値上げを今まで検討されてきたのか、その結果どうということになるのか、それを教えてください。

○ 教育部長

給食費の改定につきましては、過去5回審議会を開催していただいております。

その中で、現在、ご存じと思いますけども、小学校3,300円、月額、中学校3,920円、月額でございます。この部分で、資料にも出しましたけれども、基本的に文科省——文部科学省が基準としている摂取する栄養素、この分が不足している、この3,300円、3,920円では小学校、中学校の栄養価が摂取できないということの中で、改定を考えられておるわけです。

そういう中で、改定額につきましてはまだ答申を受けておりませんので、答弁については、その分については差し控えさせていただきたいと思っております。

○ 楡井委員

検討委員会の中で示された資料に基づきまして、どのくらいぐらいが検討されてきているのか、そのことについて教えていただきたいと思っております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:16

再 開 10:18

○ 教育部長

第5回の審議会に基づきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

学校給食、栄養摂取量で、エネルギー、たんぱく質、鉄、食物繊維等が小学校では足りないと、それから、中学校では、エネルギー、たんぱく質、カルシウム、鉄、食物繊維等が足りないということで、この文部科学省所要基準を満たす、この月額の中でそういう献立を考えたときにそれぞれ幾ら足りないかと、また、学校給食会が平成21年度の動向等を考えた中でどのくらい必要かということで、小学校では、その月額で、今言いました文部科学省が足りないところの部分きちっと満たした給食を与えるためには、小学校で3,960円、それから、中学校では4,760円の金額が必要だということで、資料として出してあります。

○ 楡井委員

今の給食費の予定、小学校は3,960円——3,960円ですか、それから、中学校では4,760円ということになりますから、現状からすれば、それぞれ600円、700円以上になります。これは、現在の給食費の何%ぐらいに当たりますか。

○ 教育部長

小学校で19%、中学校では20%程度になるというふうに考えております。

○ 楡井委員

毎年、この給食費といいますか、食材の値上げがずっと続いてきているという、その値上げの関係もあるというようなことが今言われてきていますし、今の説明では、栄養の摂取量が足りないというふうなことも言われてきています。

この栄養摂取量のことはまた後ほどお聞きするとして、今19%から20%もの値上げが行われるということになるわけです。そうした場合、現在の経済状況からすると、保護者にとっては相当大きな負担になるわけです。その点で、なぜ、今、こういう経済状況の時期に、こういう値上げをせないかんのかということをお聞きしたいんですけど、この値上げによって、総額どのくらい金額になるというふうに予測していますか。

○ 委員長

楡井さん、数字知っちゃおうでしょう。計算しちゃうでしょう、数字。

○ 楡井委員

いや、僕は書いてない。

○ 教育部長

今、金額は計算をしておりますので、少しお待ちいただきたいと思っておりますけれども。

なぜ値上げかということでございますけれども、基本的に、学校の給食費につきましては、

これは学校時点に決められた金額でございます。その中で、給食費の回数、これが多いところで191回、少ないところで180回という差がございました。この分をきちんと統一せんと、小学生それぞれに1食当たりの単価、平均した単価、また、きちっとした栄養価を取れる単価を出しておるのかということがございましたものですから、その部分について、今回、21年度より185回という給食費の回数を統一した中で、それに伴いますきちっとした栄養を取れる給食費が幾らかということで諮問をしたわけございまして、ただし、先ほどから言われておりますけれども、まだ答申をいただいております。この価格については、何も決定されたものではございません。また、教育委員会にも、これ、まだ答申が出てないものですから、教育委員会にもかかってないということでございまして、そこらあたりについては、金額がどうのこうのとか、先走りを私どもとしてはしたくないというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 楡井委員

金額は出らんと。すぐに出らんもんかね。上げた金額掛け、月数掛け、生徒数でしょう。数字はまだわからんですか。

○ 学校給食課長

ただいま部長が説明しました、小学校月額につきまして3,960円、現行が3,300円ですので、差額が660円増額となる予定になっております。21年度の児童数推定が7,442名、11カ月で給食費をいただいておりますので、計算いたしますと5,621万円程度になると思います。

中学校につきましては、同じように差額は840円、生徒数にしまして3,793名、それに11カ月を掛けますと、3,487万円近くのなると思います。

トータルは、9,107万円程度が増額になってくると予測いたしております。

○ 楡井委員

今お聞きのとおり、9,100万円もの負担が保護者の方たちにかかってくるということになります。それで、なぜ今なのかというふうに今お聞きしたんですけれども、経済状況の中で、今なぜなのかということをお聞きしましたけども、明確なことにはならないのではないかとこのふうな御答弁がありました。この負担が、このまま続くということになると、なかなか大変だと思うんです。そうなってきた場合、せつかく今努力をされている滞納の滞り問題があります。もう滞納が今後、こういう負担増の中でふえないという確信のもとに、今度の答申を得ようとしているのかどうかということについてはどうでしょうか。

○ 教育部長

先ほどから滞納の分を御質問されておりますけれども、給食につきましては、これは子どもさんたちが自分で食べる分の賄い費だけということに、食材費だけということになっておりますので、そこらあたりを十分御理解を得た上で、給食費の納入については保護者の方に御理解を得た上で納入をしていただくと、それは100%望ましいと、それに向って努力をしていくということでございます。

○ 楡井委員

一部の人も、正しい考え方じゃないような人もおられるかもしれませんが、自分の子どもが食べる給食費ですから、払いたくないというような人は、そういないと思うんです。ところが、払いたくても払えないという部分もかなり出てくる可能性もあると思うんです。

そういうことを考えた場合、滞納をふやさない、そして、子どもに引け目を負わせないというようなことからすれば、減免措置その他が取られることが必要じゃないかなというふうに思うんですけども、現在、減免措置的なものがあるのかどうか、また、なければ、その措置を今後考えられるのかどうかについてどうでしょうか。

○ 教育部長

現在、減免措置というのはございません。給食費等々につき——学校関係のほう、給食費も含めてでございますけれども、これの制度として、要保護、準要保護の方につきましてはいろんな面で免除というふうになっておりますので、今言われます生活的なものが苦しい方につきましては、きちっと相談に乗った上で、そういう制度が活用できないのかということを検討してまいりたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

今の800万円程度、毎年出てきているという状況で、これは、毎年の関係が800万円、累計が4千万円というふうに言われたように思うんですけども、そういう理解でいいですか。

○ 教育部長

概算として、そうなります。

○ 楡井委員

そうすると、毎年、今年度も2%ぐらいの未納の見込みを立てておられるようです。これは、従来から通しての数字かも知れませんが。ここでも、やはり約800万円ぐらいの予算が出てくると。そうすると、これが値上げになった場合は5億円に近くなりますから、そうなってくると、毎年1千万円という滞納になる可能性があります。それを克服していつているんだということですけども、ことし800万円の滞納の中で38万円、40万円、約5%ぐらいの滞納の中の5%ぐらいしか集金できてないということになりますので、滞納がずんずん膨れていくというふうに思うんです。

それで、保護ないし準要保護を活用してくれというふうに言われましたけども、そういう考え方、当然ある中で、この800万円が未納になって行きよるということも事実じゃないかと思うんです。そういう意味では、やはり特別の減免措置というのが必要じゃないかというふうに思うんですけど、そこ辺はどうでしょうか。

○ 教育部長

今、言われております、先ほど課長が答弁しました30万円、40万円というのは、基本的には3日間でやったということで、ちょっと現段階の答弁としては的を外れといいますか、ちょっと違っておりますので訂正させていただいたわけでございますけれども、現段階として、一生懸命徴収活動をやっております。その中で、なぜ100%にならないのかと言いますと、やはり滞納関係をされとる金額が一遍で納めるということは非常に難しい、ですから、現年度におきましても、滞納部分については、やはり少しずつでも納めていただいておりますので、完納を目指しているということの中で、完全に100%にはならないということの状況が起きているということでございます。

ただ21年度になりましては、やはりもう少し徴収体制というものをきちんと考えた上で、この滞納の現年度の分について臨んでいこうというふうに考えておりますので、その分については滞納の整理等々についてきちんとしたやり方、体制をきちんと取った上で臨んでいく、そして、100%に確実に近づけるという形を取ろうとしております。

その中で、やはり今質問者言われておりますように、滞納の分の苦しい方につきましては、先ほどから言っておりますように、基本的に、先ほど言いました制度というものがございまして、そういうもの言った中で、きちんと家庭の事情等もお話されるでしょうから、そういう中で検討をしていくというふうに考えております。

○ 楡井委員

それでは、これは今後の課題として、一つ提起しておきたいと思えます。

現在、生活保護ないし準要保護を受給されてない、活用されてない方たちの中で給食費の滞納を持っている人で、この措置を活用して、減免措置的なものをできたというような数字が、今年度末にあると、集計されるというふうに思えますので、ぜひ2000年度の決算のときには、その点がはっきりわかるようにぜひお願いしておきたいというふうに思えます。

それから、給食の残りの問題です。

給食の残滓というふうに言うんでしょうか。これの推移といいますか、この二、三年、合併後どういうふうになっているのかということがわかれば教えてください。わかればじゃなくて、わからなくても教えてください。

それから、これ、旧市と旧颯田、これがセンター方式、他は自校方式ということになっておりましたから、その関係についても、これは以前、同僚の議員の方たちが質問もされていたと思いますので、わかる数字じゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 35

再 開 10 : 39

委員会を再開いたします。

○ 学校給食課長

残滓につきましては、19年度の決算の審査のときに提出しました、その資料しかなく、実質、残滓といたしまして資料を作成しましたのが19年度からですので、20年度につきましては、今現在、資料を収集中ですので、ちょっと比較対照ができない状況でありますので御理解をよろしくお願ひいたします。

○ 委員長

ある程度の、19年度のある程度の数字、全部じゃないでいいでしょう。

○ 学校給食課長

19年度の残滓につきましては、給食センターで全体残滓率が17.18%で、全体的には9.05%の残滓率が起こっております。（発言する者あり）

申しわけありません。ただいまのは小学校で、中学校につきましても、同じように全体的には14.82%の残滓率が出ております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 40

再 開 10 : 41

○ 教育部長

19年度につきましては、今課長がお答えをしたとおりでございます。

20年度につきましては、毎月の集計はやっておるといふふうに聞いておりますけれども、今尋ねましたら、ただ、全体の集計を今やってないということでございます。

ただ、その中で、聞きましたら、若干低下傾向にはあるといふふうに聞いております。ただ、全体として今言います、答弁をしますように、残滓率が高いということがございますので、この分につきましては、いろんな方面から残滓率の減少と、減らせといふふうな御指摘を受けておりますので、今まで、例えば生徒に対するアンケートとか、いろんな面を実施してきてなかった部分がございます。そういうものをやった中で生徒の嗜好といいますか、好みといいますか、そういうものをきちっと把握した上で、残滓率を減少させろといふふうにしていっておりますので、そういう取り組みをやった上で、残滓率を減らしていこうということを考えておりますので、よろしくお願ひします。

また、残滓については、いろんな形の中で、それぞれ学校によって計り方等も違いますので、そういうところの一本化といいますか、そういう中できちっとした残滓を出す。

また、残滓の減少については、校長会あたりで校長へも、そういう形の中で指導ということをやっているといふふうを考えておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○ 楡井委員

私は、残滓率を聞いたんじゃないんです。残滓量はどうかと聞いたんです。

それで、17.8%とか、センター方式の小学校が17%、それから、自校方式が、これは9%と言われましたかね。それから、中学校のほうは14.8%という数字しか多くなかったんですけども。

こういう数字が出てくる以上、つくった総量と余った総量がわかるはずですよ。つくった総量と余った総量を示してください。

○ 学校給食課長

小学校につきましては24万8千tです。それにつきまして、残滓として残りましたのが2万2千t、中学校につきましては19万1千t、一応、資料作成時の喫食量でございます。それにつきまして、中学校では2万9千t近くが——済みません、けたをちょっと間違えまして、申しわけありません。

小学校につきましては、248tに対して22tの残滓です。中学校につきましては、191tに対して28tの残滓が出ております。

○ 楡井委員

自分で言うておかしいんじゃないですか。248tで22tなら、これ何ぼですか、10%なんですよ。中学校の今の数字ですか。小学校のセンター方式のほうで248tと22tとの関係じゃないんですか。

センター方式の合計が……。

○ 委員長

暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

休 憩 10:45

再 開 10:53

委員会を再開いたします。

○ 楡井委員

それじゃ、ちょっと質問し直します。私の勘違い的なこともあるようですから。

総量、給食をつくる総量があって、残滓の総量があるということで、それは、私はセンター方式と、それから、自校方式でどう違うのかちゅうことも少しお聞きしたかったわけですけども、総量で行きますと、小学校が247tつくって22.4tぐらい余っていると、両方、センター、それから、自校合わせてです。これは9%ぐらいだと、22tです、約。それから、中学校のほうも190tつくって、28tぐらい余っている、これが14%ぐらい。結局、中学生のほうがたくさん残しているというようなことになるんでしょうか、率で言いますと。それでトン数も多い、これ合わせて、両方で約50t以上の残滓量ということになるんですけども、そういう数字でいいですね。

○ 学校給食課長

質問者の言うとおりでございます。

○ 楡井委員

そうすると、この50tもの余った食材をどう処理されているのか、そして、これがどのくらいの費用をかけて処理されているのか、その点についてお答えください。

○ 学校給食課長

残滓につきましては、いわゆる、えさとして可能な分につきましては、養豚業者に、うちのほうで委託料を出しております。センターでいきますと、約年間4万円程度です。それ以外につきましては、処理できない分につきましては、事業系ごみとして、週2回の収集日に出しております。それ以外につきましては、収集業者に、その地域の収集業者に委託を出しております。それが月約4万円、年間11カ月で44万円程度費用がかかっております。

○ 楡井委員

事業系ごみということで処理されている分は、どのくらいありますか。

○ 学校給食課長

済みません、そこまでは資料を作成しておりませんので、申しわけありません。

○ 楡井委員

これも、ぜひ調べていただきたいんです。この委員会では審議されませんが、ごみ袋値上げとの関連があるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ、その点でもはっきりさせていただきたいというふうに思います。

それから、次、この学校給食の残滓がふえている状況、教育部長、先ほど低下傾向というふうに言われたんですけども、これだけたくさん食材が、養豚という意味では役に立っているのかもしれませんが、一つの問題として、持ち帰り禁止というような措置が、これは文部科学省のほうから提起されたんじゃないかと思うんですけども、そういう状況で、食材、余った弁当といいますか、給食は持って帰ったらだめだということになっているのですか。

○ 学校給食課長

質問者のおっしゃるとおりで、17年に発生しました食中毒におきまして、文部科学省が持ち帰り禁止を打ち出しまして、そのとおり、まだ継続しております。大体持ち帰りにつきましては、パンが主なんですけど、パンにつきましても、今のところ製品の過程で保存剤とか一切使っていない状況で、持ち帰りがちょっと不可能に近い状況というふうに給食会のほうから報告を受けております。

○ 楡井委員

次、先ほどちょっと報告のありました栄養摂取量についてお尋ねいたします。

小学校、中学校とも、エネルギーという項目、それから、たんぱく、それから、鉄分、食物繊維等の項目で、文部科学省が示している基準より低いということになっています。エネルギーやたんぱくは90%台の後半ですが、あります。鉄分、それから、食物繊維は相当少なく、70%、60%台というような状況になっています。これが不足するから値上げだというふうに教育部長の御答弁でしたけれども、これだけ低くて、低いのがいつごろから、こういうことになっているのか、さらには、これらの原因で体力づくりに対する影響がないのかどうか、影響があるから値上げするんだということに言われるのかもしれませんが、その傾向と原因、影響、そういうことについて御答弁願います。

○ 学校給食課長

摂取量につきましては、文部科学省が出しております栄養価を基準にいたしております。これにつきましては、一応、ただ体力的にどうかと言いますと、朝、昼、晩の3食のうちの1食分で、ある程度の影響があるかは考えてますけど、そういうふうな統計も、今のところは出しておりません。

それと、給食費につきましては、一応、年度当初から一応栄養摂取量につきましては、もう100%ということをお前提に行っておりましたけれども、どうしても給食費が現行の1食当たり価格では、どうしても賄えないということで、値上げを運営審議会に諮問した次第でございます。

○ 楡井委員

給食は朝、昼、晩のうちの1回だという御答弁で、あんまり影響ないんじゃないかというふうに今言われているんです。

そうすると、こういう統計を取って、改善をしていこうという努力がせんでもええやんかということになりませんか。それじゃ、給食は1回だというふうに言われます。課長さん、給食そのものの、そもそも論を理解してないんじゃないですか。3食のうちの1回だというような言い方では、これはちょっと後からになりますけど、庄内小学校の民間委託のときに、学校給食ちゃ何かちいうのがきっちり書いて——あなたたちが出した文書でしょう、これ。この文書

の内容を、今のような答弁やったら全く理解してない、言えるんじゃないですか。

もう一遍、答弁願います。

○ 教育部長

答弁について、非常にちょっと考え方が私とは相違しとるんですけれども、ただ課長の答弁は、3食1回でも十分取らないかんという考え方の中に述べたものだと私は理解しておりますけれども、児童・生徒が、やはり一番学校の中で、いろんな形の中で動き回中、非常に学校給食の存在価値というは非常に高いものだというふうに理解しております。その中で、きちんとした栄養バランスの取れた給食、これを与えるのが学校給食の役割だというふうに思っております。

そういう中で、先ほど言われました運動と、いわゆる体力との相関関係につきましては、いろんな原因がございましょうので、ただ、こういう給食だけの問題ではないと。ただ、いろんな、やはり日ごろの運動をきちんとやる、いわゆる子どもさんあたり、都会の生徒に比べて体力が落ちとるとというのは、やはり遠いために親御さん、いわゆる保護者が車で送り迎えが多いとか、いろんな面で、体力的に都会の子に落ちとるとかいうようなことがございまして、体力面につきましては、そういういろんな方策を講じた中で体力の向上というのを、教育委員会も目指しておりますので、これについては、全国平均を今は現在下回っておりますけれども、それについては全国平均に追いつく、追い越せということで教育委員会はやっております。

また、その中の一つの中で、やはり給食というのは、先ほど言いましたように、きちっとした栄養バランスの取れた給食を児童・生徒に与えるのが学校給食の役割でございまして、そこあたりを十分御理解願いたいというふうに思っています。

○ 楡井委員

御理解願いたいのは、私に言ってもだめです。私は、そういうふうに理解しているから、質問しているわけです。課長に言ってくださいよ。課長を指導してくださいよ。

教育部長の考え方が、直接の部下であるところの課長と全く評価が違うとか、しかし、実際仕事しているのは課長、課長補佐、係長でしょう。その、実際、第一線で仕事をしている人たちの理解がいつてないちゅうのは、何ぼ部長が靴の上から足かいても、いっちょんかゆいの直らんというようなことにならへんですか。

質問の、まだ前半のところは答弁ないんです。不足している栄養素が、突然、この資料をつくった年度に発生したものなのか、ずうっと系統的なものなのか、その点についてはどうですか。

○ 委員長

学校教育課長、今の質問に関して、先ほどの答弁に関して、そのままなのか、重要なところなので、もう一度考えを示してください。

○ 学校給食課長

申しわけありません。説明不足で申しわけありません。

私が御説明したかったのは、文部科学省が、最低限の栄養価、いわゆる、1日3食分のうち昼食ですが、それに必要な最低限度の基準を決めているという御説明をしたかったわけでありまして。説明不足で申しわけありませんでした。

あとは、栄養摂取量につきましては、とりあえず、100%をクリアしていくということで、特に、20年度から価格が、特に、食材につきましては高騰いたしまして、その分は、ある程度、年度当初から賄えるように努力はしてきましたけど、月を追うごとに、当然、価格差に対応できなくなった次第でございまして、御理解をよろしくお願いいたします。（発言する者あり）

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:05

再開 11:07

委員会を再開いたします。

○ 学校給食課長

申しわけありません、説明不足で、大変申しわけありませんでした。

栄養摂取量につきましては、文部科学省が、1日の必要エネルギー量を基準として設けているもので、これにつきまして、この部分が、当然1日の生活に必要なエネルギーであったり、たんぱく質であったり、脂肪であったりということの基準をつくっております。それに基づきまして、栄養職員が献立をつくっておりますけど、審議会に出しました資料のとおり、当然、それでは栄養不足が起こっているということで、ただ、見ましたら、ビタミン類につきましては、例えば、豚肉を使った場合、豚肉に含まれているビタミンA類が多いとか、そういうことで数字が上がっておりますけど、食物繊維については、当然、1日の生活の中で必要なものが極端に71.4%と低くなっております。そういうことから、今回値上げをお願いしたわけでございます。

○ 教育部長

先ほどから答弁しておりますので、答弁をちょっとし足りない部分だけ、私のほうからやりたいと思います。

所要基準値、これについては、必要最低限度とかいうことじゃないで、この分について、必ず児童・生徒に取らせてくれという数値でございますので、そこらあたりを御理解ください。

また、こういうものがいつ出てきたのかという御質問があったと思います。これにつきましては、先ほども、私、答弁でしたと思いますけれども、合併当初、18年には191回から180回という、この給食回数の違いがございます。それで、19年度、20年度というふうに話をしまして、ようやく21年度から給食回数の統一ができるということになっております。それは、21年度から185回。ですから、この185回の給食の中で、1食当たり単価というのがどのくらい必要なのかということで、19年から20年度の推移を見た中で、今年度、積算した数字だというふうに御理解をお願いしたいと思います。

○ 楡井委員

今、るる答弁されましたけど、その中でも、まだ私が質問している点からすれば漏れているんです。こういう96、76、いろいろ数字が出てきてますけども、こういうのは、この統計を取ったときだけですか、それとも、以前から、こういう傾向なんですかという質問をしているんです。その点について、もう少しはっきり答弁してください。

○ 教育部長

今言いましたように、給食回数が統一をされておりませんでした。そのときには、それぞれ1食当たり191回と181回では、1食当たり3,300円という、小学生でありますので、1食当たりの当然単価が違うということから、こういう数字を出しても基本的には満たしてないと、その根拠が、大体1回当たりの統一単価を出すためには、きちんとした給食回数の統一がいるということの中で、19年度、20年度を経て、21年度に185回ということになるわけです。

その185回の回数を、21年度の4月から実施いたしていきますので、その中において185回の回数に対して、給食費が基本的に文部科学省の所要基準であるところの数値を満たしておるかということ今回計算しているわけでございますので、この分については基本的に今まで満たしてなかったと、20年度は満たしていなかったというふうに御理解をしていただきたいと思います。

○ 楡井委員

この資料は、平成21年1月分ということで出していますね、この資料。平成21年1月分

というのは、まだ185回に統一されてない回数で出された数字でしょ、違うんですか。

○ 教育部長

185回に統一したとか、統一してないとかいうことよりも、基本的に1食当たり185回の1回分でどのくらいの数値が必要かということを経算しておりますので、これは21年1月分ということを出しておりますけども、21年1月に、この第5回の審議会が行われるために、こういうふうな数値の表し方と、分というふうな書き方を、この資料の中でしてきたということで御理解願いたいと思う。

○ 楡井委員

そうすると、今まだ1月ですから、まだ半ばですけども、平成21年の1月のある1日を取って比べたら、こういう数字になったと、こういうことなんですか。そうしないと、この21年1月分ちゅう、この基礎といいますか、これがどこの数字なのかというのがわからなくなってくるんじゃないですか。

○ 教育部長

済みません、私の答弁がちょっと説明不足だったと思います。

これは、1月分の栄養摂取量でございます。1月分と言いますのは、基本的に、平均値当たりは1月分というよりも、これは……。 (発言する者あり)

済みません、12月に作成した1月の献立分で、その月の栄養摂取量をつくっておるということでございます。

○ 楡井委員

結局、まだ、この1月分という意味では、実践段階——実践段階というか、まだ実行段階ですね、給食計画は。それを机上で計算したら、こういうことになるんだと、こういうことを今言われたんじゃないかというふうに思います。

そうすると、今までは、こういう各自治体ごとでは、栄養素ごとの基準ということが検討されてなかった、統計取ってなかったということなんですか。

○ 教育部長

先ほどからるる答弁しておりますけれども、この栄養の所要基準値というものは、基本的には、文科省が設定した基準であります。その分で、20年度から献立表を考えながら、それぞれ3,300円、3,920円という価格のもとに献立をつくってきたわけですけども、そういうものの中で、こういう基準値が足りなかったということが出てきたわけなんです。

○ 楡井委員

よく理解が行かんのですけど、結局、鉄分、小学校で76%、食物繊維が71%、中学校で言えば、鉄分が70%で、食物繊維が65%というような数字が出てきております。

先ほど、教育部長答弁の中で、都会に比べて田舎のほうが体力減だというふうに御答弁がってます。それが、直接、この栄養価の基準に達していないということと関連するかどうかはまだわかりませんが、一つは送迎の問題を言われました、送迎をするということで体力減ということであるなら、これは後々問題になってきますけど、合併統廃合が検討されているでしょう。そうすると、ますます、この距離感というのは広がってくる、そうすると、ますます送迎の人たちが多くなっていく、ということになると、この体力を強めていくという方向とは、学校統廃合というのは逆行するんじゃないかというふうに私は考えます。

この後々のことですから、きょう討議をすることはありませんけども。この食物繊維、それには、鉄分の摂取をふやすことによって、今大幅に超えているビタミンAとか、ビタミンB1とか、B2とか、大きく超えています。これは、さらに大きくなるというようなことはならないですか。

○ 委員長

楡井委員さん、まだ答申まだ途中なので、そろそろまとめのほうに向っていただいたら助か

ります。

○ 教育部長

先ほど、少し課長が答弁しましたけれども、1食当たりの部分で、やはりできるだけ、この所要基準値に近づけようということで、肉等にかえて鶏肉とか、豚肉とか、いろんな献立を考えております、栄養士さんが。そういう中で、基本的にビタミンAとか、いわゆるビタミン系統がふえるという傾向が出てきとるわけで、これを、例えばエネルギーとか、たんぱく質あたりに今度は重きを置きますと、今度はビタミンが足りないというふうな状況もひょっとしたら出てくるかもしれません。

そういう中で、今回、この文部科学省の所要基準値を満たすということの中での計算でございますので、これがふえ過ぎるとか、減り過ぎるとか、そういう形ではないというふうに御理解願いたいと思います。

○ 楡井委員

足りないのを補充するのは、もう当然しなければなりません。

しかし、「過ぎたるは及ばざるがごとし」という言葉もありますように、もうかなりオーバーしているのは、今言われたように、ちゃんと計算して、平均値のほう——これは平均値がまた、ほんとこれでいいのかどうかというのはよくわからないのですが、一応、全国的な平均で出されている所要基準値ということに近づけて、頑張っていたきたいというふうに思うんです。

今、この問題、学校給食費の関係の分で、質疑してきましたけど、学校給食検討委員会、これでは、この辺、今質問にいろいろ問題があったかもしれませんけれども、答弁のほうは相当がたっているんです。こういう状況の中で、すんなり給食費の値上げというのが通るのかなという疑問を持った、質疑の中で、そういう疑問を深くいたしましたので、そのことをちょっと指摘しておきたいというふうに思います。

もう一つ、庄内小学校の調理業務民間委託に関して、少しだけ質問させていただきます。

この民間委託の関係は、もう11月25日に学校給食課のほうで現地説明会、保護者説明会が行われているようでありますので、かなり内容は掌握されていると思いますけれども、これによる財政削減効果については、どのくらいを考えておられるのですか。

○ 学校給食課長

財政効果につきましては、まだ、現在、入札は行っておりませんが、試算しますところによりますと、約580万円ほど削減見込みを試算しております。

○ 楡井委員

この民間説明会で使われた資料では、実施時期というのは書いてないように思うんですけども、私の見落としであればいいんですけども、大体いつからこれを民間委託ということで実施する予定なんですか。

○ 学校給食課長

新年度から、4月の給食開始から行う予定にしております。

○ 楡井委員

現在、この庄内小学校で給食業務にあてられている職員の人たち、正職員もおられるかどうかかわからないんですが、もしおられれば、正職員、臨時職員人数を、それらの数字と同時に、それらの人たちが、今後どういうふうな待遇になるのか、御答弁願います。

○ 教育部長

職員が1人、それから、再任用職員が1人、それから、臨時職員が2人、それに、また臨職のほう、そのときだけといいますか、パートといいますか、出てくる方がお1人ということです。

それで、職員については民間委託をやりますので配置がえと、再任用職員の方につきまして

は、ことし1年というふうに聞いておりましたので、この方については、次年度はやめられるのではないやろうかというふうに考えております。それから、臨職員につきましては、1年ごとの契約でございますので、基本的には1年間ということになっております。

それから、配置先ですけれども、今言いましたように、職員については別の配置先、やめられる方、やはり技能労務職の方でもやめられる方かおられますので、配置がえということになります。

○ 楡井委員

それでは、ついぞと言ったら失礼ですが、全市で、今言ったような、これ、全市に給食業務は自校に限らず、全部民間という方向が打ち出されているようですから、正規の職員、臨時職員、再任用もおられたようです。それから、パートもおられる。こういう、現在、給食業務に従事されている人数全体、わかったら教えてください。

○ 委員長

給食員従事者じゃなく、調理員の数ということですか。

○ 楡井委員

これは資料で出していただけですか。

○ 委員長

資料要求、資料要求。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:28

再 開 11:31

○ 楡井委員

それでは、現在の全市の給食業務に従事している職員数、これを正規職員、それから、再任用職員ですか、それから、臨時職員、パートさんの人ですか、そういう内容で教えていただきたいというふうに、資料として提出していただきたい。（「後日、後日」と呼ぶ者あり）後日で結構です。よろしくお願いします。

○ 教育部長

資料は後日用意いたしますけれども、質問者個人に渡したらよろしいでしょうか。

○ 楡井委員

ほかの人はわかりませんが、私はそれで結構です。

○ 委員長

それで終わり、いい、楡井委員さん、もう質問終わり。

○ 楡井委員

はい。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 江口委員

先ほどの残滓の分についてなんですが、やはり、これだけの量があると、やはり健康な体はつくれない部分があるかと思いますが、学校教育課としては、どのようにお考えになっているのか、お聞かせいただけますか。

○ 学校教育課長

年間約50tもの残滓を出していることに関しまして、学校教育内の活動でも、食育に関する指導ですとか、実際の給食指導、給食の摂取に関する指導等でも、日々指導を徹底しております。

しかしながら、このような実態がありますので、先ほど教育部長も答弁しましたとおり、今後、校長会や給食主任会等を通して、なお一層、子どもたちが進んで食するような給食環

境の育成にも努めていきたいと考えております。

○ 江口委員

ざっと大きいところでは2割取れてない、そしてまた、残滓がある部分等、報告にあったように、栄養素についても偏りがあるわけです。そうすると、やはり、相乗効果というか、負の相乗効果になるのだと思うんです。その部分についてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○ 学校教育課長

その件につきましては、先ほど学校給食課長が答弁していましたように、実際に給食の栄養価等についての調整を図った価値ですとか、と、学校の教育活動での価値等総合して、課の連携を図りながら取り組んで行くべきだろうと考えております。

○ 江口委員

ごめんなさい、ちょっと食い違っているんですが、要は、残滓がこれだけ発生をしている、そしてまた、現状において取れてない栄養素がある、数字がありますよね、というところで、現状は子どもたちにとってはあまりよろしくない部分があると考えているわけです、私自身は。

そしてまた、給食は3回に1回という話がありましたけれど、現状の中では、厳しい子どもたちもいます、はっきり言って。この給食でかなり栄養を取っておられる子どもたちがいるわけです。そして、子どもたちのためにも、この給食、非常に重要だと思っていますし、その中で現状においてはまだまだ不足している部分があると思っていますんですが、そういう理解でいいですか。

○ 学校教育課長

失礼いたしました。学校教育課としても、その不足についてはぜひ補っていただきたいと考えております。

○ 江口委員

その中で、先ほど部長の話中で、アンケートを取って、もうちょっと子どもたちがきちんと食べるようなというお話がありましたが、そのアンケートもそうなんですが、子どもたちにとって、体にとっていい食事なのか何なのかという部分を考えていかななくてはならないと思っています。アンケートを取ると結構上がってくるのは、やわらかい食べ物が上がってきて、あごが弱くなる、そしてまた、偏りも出てくるという部分があります。そういった部分も十分考えてやっていただきたい。

その中で、献立をどうやってつくるのか、これは学校給食課のほうにお聞きしたいのですが、献立をつくる際に、どういった形でやっているのか、また、そこに対して、保護者の意見とかがどういうふうに入ってくる仕組みになっているのか、そこら辺をお聞かせください。

○ 学校給食課長

献立につきましては、県の栄養職員がつくっております。そして、献立の内容につきましては、献立検討委員会という組織がありまして、その中で、当月または翌月の献立につきましては、学校給食主任、学校の先生の学校主任等が調理員、栄養職員3人、センターにつきましては、それに保護者の代表の方が入られて、その委員会で、いわゆる前月と当月の献立につきましては、その反省及び来月の献立につきましては、栄養職員が内容を説明いたしますので、その分につきましては、その分につきましての検討を行い、その分につきましては、翌日の献立に反映させられるように、毎月、その献立検討委員会を開催しております。

○ 江口委員

保護者が入っているのは、センターのみですよね。また、ここの部分、もう少しきっちり機能するようにやっていただきたいと思うわけです。そして、その審議の中で、実際にどれだけ残飯が出ていて、こういったものが残るといった傾向とか、はっきりわかる部分があると思いますから、その基礎資料もきちんと集める。今、お話の中では、昨年度の残滓の調査の部分

に関しては、ある意味、推計の部分があるわけです。実質の調査ですよ。きちんと全数を調査しながら、これは比較的どの学校でもきちんと食べられているとか、食べられていないのかも含めてやらないと、栄養価の部分でも、どこが取れてないという部分もわからないと思います。その部分をきちっとやった上で、保護者の方々と数字を見せながら、お話をさせていただきたいと思います。その点はきちんとやってください。

あともう一点、滞納部分です。

法的措置を考えるとという部分は、前からも言われておりながら、来年度について何とかやりたいというお話がありました。滞納の状況を見ていても、毎年膨らんできているわけです。減ってるんじゃないで、膨らんできているんです。残額がどんどん膨らんできているわけです。

その額自体も膨らんで、現在の額自体も膨らんできているわけです。18年度、現年度の未納額は、小学校で520万円ぐらい、それから、19年度になると570万円ぐらいになる、18年度で320万円ぐらいが340万円ぐらい、やっぱりふえていっている傾向なんです。応じて、滞納の総額、過年度分も含めてふえていっているんです。これを早くやらないとならないと思っています。

ぜひ、私自身は、もう即にでもやっていただきたいです。ぎりぎり来年度でも結構なんです、それをきちんとお願いをしたと思っています。

○ 委員長

要望でいいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本件は継続審査することに決定いたしました。

次に、「高齢者対策について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本件は継続審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。執行部から案件に記載の4件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることに御異議ありませんか。

(異議なし)

語異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

初めに、「公用車による交通事故発生について」の報告を求めます。

○ 高齢者支援課長

公用車による交通事故発生についての報告をいたします。

去る1月14日水曜日午後3時40分ごろ、高齢者支援課嘱託職員が、地区高齢者生活福祉センターから公務を終え、帰庁のため、敷地内でバックをして、方向転換をしようとし際、駐車中の相手方車両と接触したものです。

双方とも人身にけがはやく、車両の損傷は、市公用車はリアバンパー等を損傷、相手方は、右フロントバンパー及びフェンダーを損傷したものであります。

この事故に係る損害賠償は、現在、相手方と協議中であります。

毎朝の朝礼で、安全運転に心掛けるよう注意を行っていましたが、今後は、さらに安全運転

についての意識向上への指導をいたします。

以上、簡単ですが、おわびと報告をさせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、御了承願います。

次に、「学校給食費及び未納者台帳等紛失事件について」及び「学校給食徴収業務における紛失事件に係る職員の懲戒等処分について」、以上2件は関連がありますので、一括して報告を求めます。

○ 教育部長

学校給食徴収業務における給食費及び未納者台帳等紛失事件について、報告いたします。

また、本事件に対し、処分が発令されましたので、あわせて報告をいたします。

既に、新聞紙上等で御承知とは思いますが、年末の徴収活動を行っておりました、平成20年12月21日日曜でございますが、学校給食課の職員2名が、給食費の徴収金2万5,580円、領収印、個人情報に記載されました現年度及び過年度分納付書及び未納者台帳の写しの一部を収納しておりましたバックを紛失いたしました。

21日当日と翌22日月曜日の両日にわたって訪問先と、その周辺を探しましたがみつかりませんでした。領収印の無効手続をするとともに、紛失した納付書に氏名が記載されております世帯には訪問して謝罪を行いまして、台帳の写しに記載されております170世帯には、26日におわびの文書を発送をいたしました。

平成20年12月28日、保護者の方から紛失物を発見した旨の連絡がありまして、直ちに発見者のもとに駆けつけますと、散らばっていた中身とバックを拾っていただいております。紛失していたもののうち、徴収金と領収印がなかったため、発見者の保護者と現場を探しますと、領収印は発見されましたが、徴収金は発見できませんでした。

精査の結果、紛失物は徴収した現金を除き、すべて回収されておりました。

紛失物が発見されましたので、御迷惑をおかけいたしました当該関係保護者の皆様方には、電話または文書で発見のお知らせとおわびをしております。

次に、この事件に対する処分が発令されましたので、報告いたします。

処分の概要につきましては、教育委員会より、市長に対し、当該事件の処分に対する人事諮問委員会開催等の協議依頼を行いまして、その協議依頼に基づき、平成21年1月16日に開催をされました、人事諮問委員会の答申に基づき、1月22日に開催されました、臨時教育委員会において処分を決定いたしまして、同日付で、次のとおり処分をされております。

当該事件に直接かかりました2名について、教育委員会課長が減給10分の1、2カ月、担当職員が減給10分の1、1カ月の懲戒処分でございます。また、その管理監督責任として、上司の3名については文書訓告の処分がされております。

処分が発令されたとは言え、保護者の方から預かりました大切な給食費を紛失し、加えて、領収印や個人情報を含む、その他関連書類等一式を不注意により紛失することは、公務員の信用を失墜させて行為であり、決して犯してはならないことを犯しております。

今回の事件深く反省いたしまして、徴収業務、業務一般を見直し、二度とこのような事件を起こさないように努めてまいります。

市民の皆様、議会の皆様及び関係者の皆様には、心よりおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、御了承願います。
次に、「飯塚市立鎮西中学校のガラス破損事案について」の報告を求めます。

○ 学校教育課長

飯塚市立鎮西中学校のガラス破損事案について報告をいたします。

本年1月1日深夜から23日未明にかけて、飯塚市立鎮西中学校内の1階校舎のガラス21枚が、投石及び棒などによる破壊行為により破損されました。

当日、2時50分に警備会社から報告を受けました。学校長は、直ちに全職員を招集するとともに、警察にも通報し、警察による現場検証も行われたところでございます。

また、職員は当日の授業に支障がないように、緊急の修復作業を、生徒登校前に行った次第でございます。

当日、4時50分に教育委員会のほうに連絡がありまして、現地確認及びその後の対応について指導をしたところでございます。

当日、21時までにはすべてのガラスの入れ替え作業を終了し、完全修復することができました。被害金額は14万385円となっております。

現在、警察により捜査中ではありますが、本日時点では、まだ容疑者を特定できてはおりません。

○ 委員長

報告は終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は、報告事項でありますので、御了承願います。

これもちまして、厚生文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。